

津山市広告入り封筒無償提供者募集要項

1 趣旨

財源の確保、市民サービスの向上、地域経済の活性化を図ることを目的として、広告入り封筒の無償提供者を募集します。

2 無償提供していただくもの

広告入り封筒2種類

- | | | |
|------------|--------------------|--------------|
| (1) 作成予定枚数 | 角形2号(A4サイズ対応封筒) | 12万枚(年間 4万枚) |
| | 長形3号(A4サイズ3折り対応封筒) | 30万枚(年間10万枚) |

※ 枚数については、3年間の使用予定枚数であり調整させていただく場合があります。
封筒デザイン、広告内容の見直しは1年ごとに行い、作成をしていただきます。

(2) 広告の内容と掲載面積等

- ① 広告の内容については、「津山市広告掲載要綱」及び「津山市広告掲載基準」によります。
- ② 広告の掲載面積 裏面全面
※ 広告掲載部分以外の封筒表面及び他の部分については、発注者の指示する仕様に従うものとします。
- ③ 本業務は地域経済の活性化を図ることを目的としているため、津山市内に事業所を有する事業者を優先して広告募集を行ってください。
- ④ 市の事務用封筒全般に使用します。

3 無償提供の期間

平成30年1月から平成32年12月までの3年間(封筒使用期間)

4 応募資格

企業又は個人で、次の各号のいずれも満たしていること。

- (1) 市区町村税の滞納がないこと。
- (2) 本市から指名停止を受けていないこと。

5 提出書類

- (1) 物品等寄附採納申込書(様式第1号)
- (2) 市区町村税の直近の完納証明書 1通
- (3) 封筒見本(寄附採納する封筒の見本で、印刷の有無、印刷事項は不問) 1部
- (4) 企画書(過去の業務実績、封筒納品までのスケジュール、広告募集方法等を記載した提案書) 1部
- (5) 会社概要(パンフレット等) 1部
※ 提出された書類は返却しません。
※ 証明書は発行日から3ヶ月以内のものとなります。

6 応募締切、場所及び方法

(1) 応募締切 平成29年8月18日(金) (必着)

(2) 提出場所

〒708-8501

岡山県津山市山北520番地

津山市産業経済部経済政策課 (本庁4階)

(3) 提出方法

持参又は郵送

※ ファックスやメールによる提出は受理しません。

① 持参の場合

土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く8時30分から17時15分まで。

② 郵送の場合

一般書留、又は簡易書留で送ってください。

※ 締切日を過ぎて到着したものは失格とさせていただきます。

7 選定方法等

提出された書類に基づき、津山市広告入り封筒無償提供者選定基準(別表)により評価し、得点の高い1事業者を選定します。

※ 審査の経緯は公表しません。

※ 審査結果に対しての異議申し立ては受け付けません。

選定結果通知予定日 平成29年8月31日(木)

申込者に物品等寄附採納決定通知書(様式第2号)または物品等寄附採納不決定通知書(様式第3号)により通知し、選定結果については市のホームページで公表します。

8 注意事項

封筒の製作上の遵守事項及び問題発生時の対応等については、「広告入り封筒仕様書」及び「注意事項」を参照してください。

<問い合わせ先>

津山市産業経済部経済政策課

TEL 0868(32)2081

担当 生駒

広告入り封筒仕様書

- 1 「角形2号(A4サイズ対応封筒) (以下「角形2号」)」及び「長形3号(A4サイズ3折り対応封筒) (以下「長形3号」)」の表面は、津山市ロゴ、津山市役所などを印刷する。(詳細は下図を参照。作成時には別途指示する。)
- 2 「角形2号」及び「長形3号」の表面下部及び表面上部に作州緋の柄を印刷し、【図柄:津山の伝統工芸「作州緋」】と表記する。(詳細は下図を参照。作成時には別途指示する。)
- 3 封筒の色はピンク、グレーまたはブルーとし、中の内容が分からないものとする。
- 4 紙厚(連量)は、90kgとする。
- 5 ヨコ貼りとする。
- 6 封筒裏面には、次に掲げる文章を表示しなければならない。
「この封筒は広告主の協賛により寄贈されたものです。広告に関するお問い合わせは〇〇(〇〇の中には申込者の事業所名及び連絡先を記載)まで。」
- 7 封筒の色、デザイン等は1年ごとに見直しを行うものとし、市と協議のうえ、市の指示により作成する。
- 8 封筒の納品については、市の指示する必要枚数を分割して納品すること。

封筒イメージ

【角形2号】

【長形3号】



注意事項

- 1 寄附決定者は、広告主、広告内容、色、形状等の仕様について事前に市と協議し、市の承諾を受けた後に広告入り封筒を製作すること。
- 2 寄附決定者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、市が広告主であるような誤解を受けることのないように配慮すること。
- 3 広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの注意事項に違反していると判断したときは、市は寄附決定者に対し、広告の内容等の変更を求めることができるものとし、寄附決定者は、直ちに対応すること。
- 4 広告入り封筒の製作に要する費用は、すべて寄附決定者の負担とすること。
- 5 寄附決定者は、自己の都合により本市への広告入り封筒の寄附を取り下げることができるものとし、寄附を取り下げるときは、書面により市に申し出ること。
- 6 寄附決定者は、広告入り封筒の使用に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、すべての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応すること。
- 7 市は、寄附を受けた広告入り封筒が、本市が使用するものとして適当でないと認めるときは、当該広告入り封筒の使用を中止する。
- 8 寄附を取り下げたとき、および市が適当でないと認め、広告入り封筒の使用を中止したときは代替品を納入すること。